

医政発 0916 第 6 号
令和 7 年 9 月 16 日

各都道府県知事 殿
各地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の公布について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく地域医療支援病院の業務報告については、「医療機関等情報支援システムを活用した業務報告の実施について」（令和 7 年 6 月 27 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）においてお示ししていたとおり、業務の負担軽減やデータ管理の利便性等の観点から、令和 8 年 4 月 1 日以降の業務報告書の提出方法を、医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System。以下「G-MIS」という。）又は書面による方法に限ることとする予定です。

これを踏まえ、本日、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 87 号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

改正の概要等は下記のとおりですので、貴職におかれでは、これを御了知いただくとともに、地方厚生（支）局におかれでは、貴管内の地域医療支援病院に対し、周知をお願いいたします。なお、省令の施行に伴う詳細な取扱い等については、追って通知します。

また、令和 7 年 10 月 5 日までに提出することとされている、地域医療支援病院の令和 6 年度業務報告書については、G-MIS 又は書面による提出以外の従前の提出方法も可能としておりますことを申し添えます。

記

第 1 改正の概要

地域医療支援病院の開設者による業務報告書については、G-MIS を活用した方法又は書面による方法により提出すること。

第 2 施行期日

改正省令は令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。